

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（食品中の農薬（フルトラニル）の残留基準設定）について（概要）

1. 改正の趣旨

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）において基準又は規格が定められた食品又は添加物については、同条第 2 項により、その基準又は規格に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（平成 29 年 3 月 22 日）の意見を踏まえ、食品に残留する農薬の成分であるフルトラニルの残留基準について、規格基準告示の改正を行う。

2. 改正の内容

別紙「命令の案」のとおり食品中のフルトラニルの残留基準を設定する。

3. 根拠法令

食品衛生法第 11 条第 1 項

4. 公布日等

公布日：平成 29 年 8 月頃（予定）

適用日：公布日（予定）

ただし、規制の強化に当たる部分については、公布の日から 6 月以内に限り、なお従前の例による。